



広報

# 常陸大宮



4月11日撮影 辰 / 口親水公園

# 平成22年度常陸大宮市の予算

一般会計、特別会計、上水道事業会計を合わせた平成22年度予算総額は、324億5,761万円となっています。予算編成にあたっては、景気低迷による市税収入の大幅減等、厳しい財政状況ではありますが、経常経費を徹底して見直し、各種事業の優先度、緊急度を考慮して厳選するとともに、市総合計画の推進と市内各地域の一層の発展につながるよう配慮して予算編成に努めました。

なお、平成22年度から中学生以下の子どもを対象に新たに支給される「子ども手当」については、予算編成時に制度内容が未確定であったため当初予算には計上せず、補正予算で計上することとしました。

・平成22年度一般会計補正予算(第1号)  
平成22年度から中学生以下の子どもを対象に新たに支給される「子ども手当」に係る補正予算について、平成22年3月議会へ提出し、可決しました。

平成22年度については、平成22年2月及び3月分が児童手当として、平成22年4月から平成23年1月分が子ども手当として支給されます。補正後の児童手当及び子ども手当の予算総額は、次のとおりです。(平成22年2月現在の対象者数で積算)

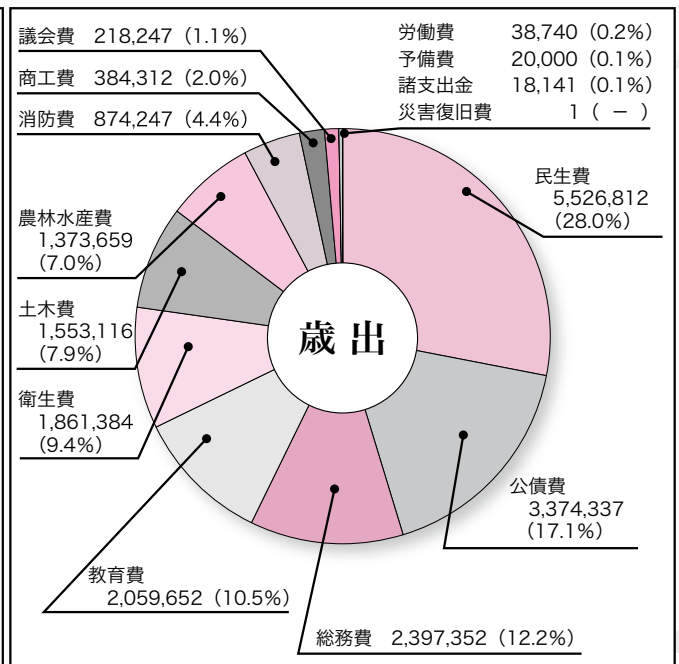
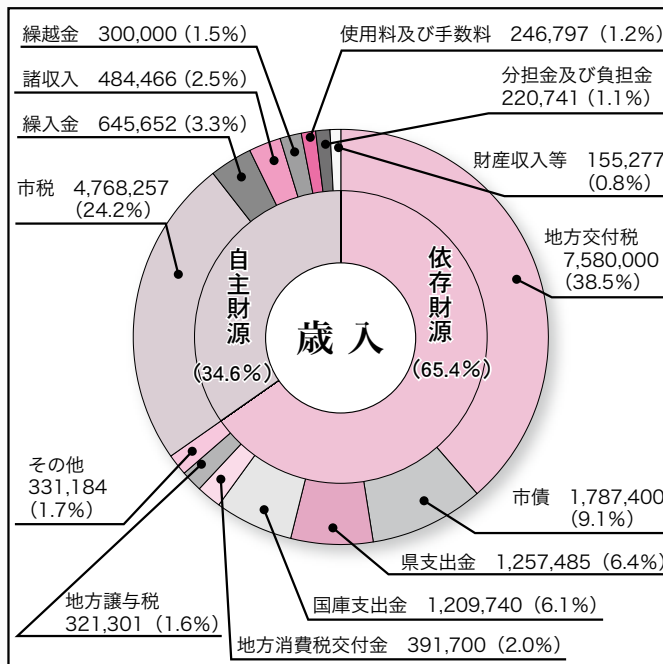
児童手当 5,880万5千円  
子ども手当 6億5,614万円

## 一般会計(当初予算) 197億円

市税をはじめ、国・県からの補助金や交付金、市債などを財源として、福祉・衛生・教育・土木などの基本的な施策を行う会計のこと。

(単位:千円)

(単位:千円)



### 自主財源

市が自主的に収入する財源

|   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| 市 | 税 | 皆さんが市に納める税金              |
| 繰 | 入 | 基金等から繰り入れられるお金           |
| 諸 | 収 | 預金利子、雑入など                |
| 繰 | 越 | 前年度から繰り越したお金             |
| 使 | 用 | 施設の利用や役務の提供を受けた人から徴収するお金 |
| 分 | 担 | 特定の利益を受けた人から徴収するお金       |
| 及 | び |                          |
| 負 | 担 |                          |
| 金 |   |                          |

### 依存財源

国や県から一定の基準に基づき交付される収入

|   |   |   |   |   |                                           |
|---|---|---|---|---|-------------------------------------------|
| 地 | 方 | 交 | 付 | 税 | 所得税や法人税などの国税の中から市の財政需要に応じ交付されるお金          |
| 市 |   |   |   | 債 | 長期間における借入金                                |
| 国 | 庫 | 支 | 出 | 金 | 事業など特定の目的の財源として国や県から交付されるお金               |
| 地 | 方 | 消 | 費 | 税 | 地方消費税の一部で、市へ交付されるお金                       |
| 地 | 方 | 譲 | 与 | 税 | 地方揮発油税等、本来地方税に属すべき税源を国が国税として徴収し、市へ譲与されるお金 |

## 特 別 会 計

国民健康保険や介護保険、農業集落排水事業などの特定の事業を行う場合、それぞれの特定収入で運営していく独立した会計のこと。

| 区 分           | 予 算 額       |
|---------------|-------------|
| 国 保 事 業 勘 定   | 47億3,900万円  |
| 国保診療施設勘定      | 3億8,600万円   |
| 老 人 保 健       | 147万円       |
| 公 共 下 水 道 事 業 | 6億9,700万円   |
| 公 営 墓 地       | 4,460万円     |
| 農業集落排水事業      | 10億1,000万円  |
| 介 護 保 険       | 34億2,000万円  |
| 簡 易 水 道 事 業   | 8億5,100万円   |
| 宅 地 造 成 事 業   | 3,180万円     |
| 戸別浄化槽整備事業     | 3,860万円     |
| 温 泉 事 業       | 8,500万円     |
| 後 期 高 齢 者 医 療 | 4億700万円     |
| 特 別 会 計 合 計   | 117億1,147万円 |

## 企 業 会 計

事業から得る収益を主な財源として運営していく会計のこと。

| 区 分   |        | 予 算 額          |
|-------|--------|----------------|
| 上水道事業 | 収益的収 支 | 収入 6億8,121万2千円 |
|       |        | 支出 6億8,121万2千円 |
|       | 資本的収 支 | 収入 1億796万円     |
|       |        | 支出 3億6,492万8千円 |

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,696万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額772万7千円、過年度分損益勘定留保資金1億8,349万8千円、当年度分損益勘定留保資金6,574万3千円で補てんします。

## 一般会計歳出性質別内訳

### 予備費

年度中途における不測の事態で予算に不足が生じた場合に対応するため、用途を特定しないで歳出予算に計上する経費。

### 積立金

基金等への積立金。

### 貸付金

市が法令または条例等に基づき民間等へ必要な資金を貸し付ける経費。

### 維持補修費

市が管理する公共用施設等を保全するための経費。

### 普通建設事業費

市道、農道、林道や学校などの公共施設等の建設事業に要する経費。

### 補助費等

委託料（物件費に計上されるものを除く）、負担金、補助及び交付金、寄付金など。

### 人件費

議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給など。

### 公債費

市が金融機関等から借り入れた地方債（借金）の元利償還金など。

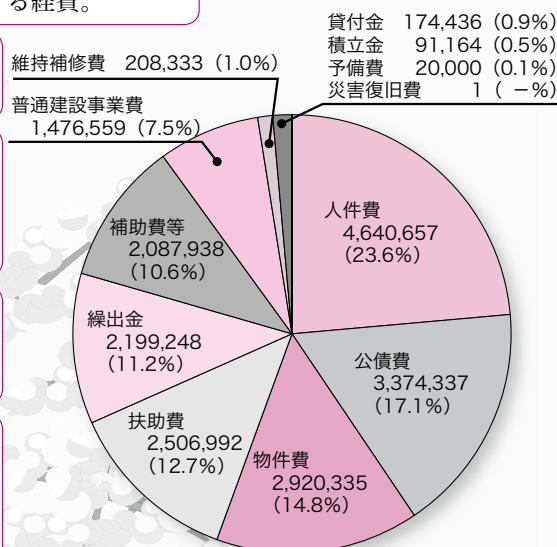
### 物件費

賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等。ただし維持補修費、普通建設事業費及び災害復旧事業費に含まれるものを除く。

### 扶助費

社会保障制度の一環として法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づき、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費及び市単独の各種扶助の経費。

（単位：千円）



### 繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のほか、定額運用基金への支出。

# 一般会計の主要事業

(★印の付いている事業は新規事業)

## ◆総務費

|                   |          |
|-------------------|----------|
| ・デマンド交通システム構築事業   | 38,782千円 |
| ・市内循環バス運行事業       | 55,550千円 |
| ・すぐ対応事業（すぐ対応課管理費） | 9,820千円  |
| ・市民列車運行事業         | 4,719千円  |
| ・集落支援事業           | 1,502千円  |
| ★電波遮へい対策事業費等補助金   | 55,094千円 |
| ★コミュニティ助成事業       | 2,200千円  |
| ★総合計画策定事業         | 1,700千円  |
| ★浪漫文化街並みづくり事業     | 982千円    |
| ・地域活性化交付金         | 39,050千円 |
| ★犯罪被害者等支援事業       | 711千円    |
| ★参議院議員通常選挙費       | 34,241千円 |
| ★茨城県議会議員一般選挙費     | 30,114千円 |
| ★市議会議員一般選挙費       | 30,211千円 |
| ・基幹統計調査費（国勢調査含む）  | 21,232千円 |

## ◆民生費

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ・地域ケアシステム推進事業委託料        | 10,579千円  |
| ・患者輸送車運行業務委託料           | 19,088千円  |
| ・社会福祉協議会補助金             | 39,338千円  |
| ・国保特別会計繰出金（保険基盤含む）      | 527,659千円 |
| ・後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤含む） | 129,305千円 |
| ・医療福祉費                  | 244,628千円 |
| ・障害者自立支援介護給付費等          | 550,425千円 |
| ・障害者地域生活支援事業            | 24,952千円  |
| ★赤ちゃんの駅設置事業             | 558千円     |
| ★乳児家庭全戸訪問事業             | 260千円     |
| ・出産祝金                   | 9,000千円   |
| ・地域子育て支援センター事業委託料       | 21,486千円  |
| ・放課後児童健全育成事業            | 40,968千円  |
| ・保育所入所委託料               | 689,712千円 |
| ★民間保育所施設整備費補助金          | 104,082千円 |
| ★民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業    | 17,454千円  |
| ・延長保育促進事業費補助金           | 41,819千円  |
| ・児童扶養手当                 | 150,002千円 |
| ・母子、父子福祉手当              | 16,344千円  |
| ・市立保育所費                 | 242,905千円 |
| ・児童手当                   | 296,940千円 |
| ・敬老祝金                   | 8,402千円   |
| ・敬老会事業                  | 16,619千円  |
| ・高齢者福祉タクシー事業委託料         | 26,748千円  |
| ・介護予防、家族介護支援事業          | 42,971千円  |
| ★小規模特別養護老人ホーム整備事業補助金    | 101,500千円 |
| ・老人保護措置費                | 61,379千円  |
| ・介護保険特別会計繰出金            | 505,103千円 |
| ・生活保護費                  | 400,000千円 |

## ◆衛生費

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ・健康診査委託料（母子保健事業）      | 33,765千円  |
| ・常陸大宮済生会病院運営補助金       | 150,000千円 |
| ・常陸大宮済生会病院運営安定化資金貸付事業 | 150,000千円 |
| ・難病患者福祉見舞金            | 4,340千円   |
| ・健康増進事業               | 89,273千円  |
| ・予防接種費                | 54,999千円  |
| ・合併処理浄化槽設置整備事業費補助     | 32,385千円  |
| ・戸別浄化槽整備事業特別会計繰出金     | 19,148千円  |
| ・住宅太陽光発電システム設置補助      | 3,000千円   |
| ・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器導入補助 | 6,000千円   |
| ・簡易水道事業特別会計繰出金        | 290,739千円 |
| ・おおみや広域聖苑管理運営費        | 30,828千円  |
| ・ごみ収集委託料              | 72,198千円  |
| ・大宮地方環境整備組合負担金        | 452,669千円 |
| ・城北地方広域事務組合負担金        | 93,700千円  |

## ◆農林水産業費

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・農業委員会費            | 23,254千円  |
| ・水田防除協議会補助金        | 8,390千円   |
| ・中山間地域等直接支払交付金     | 15,104千円  |
| ・山間急傾斜地帯県単土地改良事業   | 61,780千円  |
| ・中山間地域総合整備事業負担金    | 36,123千円  |
| ・農業集落排水事業特別会計繰出金   | 374,804千円 |
| ・水田農業構造改革対策費       | 51,424千円  |
| ・木造住宅建設助成金         | 14,400千円  |
| ・森林機能緊急回復整備事業      | 76,495千円  |
| ★バイオマス利活用推進事業      | 6,160千円   |
| ★いばらき木づかい環境整備事業    | 9,996千円   |
| ★県産材流通・加工体制整備事業補助金 | 15,000千円  |
| ・林道整備事業            | 47,793千円  |

## ◆商工費

|                      |          |
|----------------------|----------|
| ★産業祭開催準備事業           | 337千円    |
| ・市商工会補助金             | 23,960千円 |
| ・自治金融預託金             | 11,000千円 |
| ★2川（2000）愛ある特産品づくり事業 | 417千円    |
| ・温泉事業特別会計繰出金         | 84,299千円 |

## ◆土木費

|                  |           |
|------------------|-----------|
| ★建築物耐震改修促進計画策定事業 | 7,640千円   |
| ・道路維持費           | 176,667千円 |
| ・道路新設改良費         | 727,412千円 |
| ・公共下水道事業特別会計繰出金  | 240,935千円 |
| ・住宅管理費           | 43,900千円  |

## ◆消防費

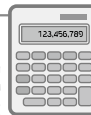
|               |           |
|---------------|-----------|
| ・非常備消防運営費     | 103,287千円 |
| ・防火水槽新設工事     | 33,600千円  |
| ★消防機械器具置場解体工事 | 5,170千円   |
| ・常備消防費        | 650,559千円 |

## ◆教育費

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| ・中学生海外研修事業           | 31,031千円  |
| ・指導主事派遣事業費           | 39,417千円  |
| ・教育支援センター費           | 9,153千円   |
| ★新しい時代を生きぬく郷育立市づくり事業 | 302千円     |
| ・小学校管理費              | 93,855千円  |
| ・小学校通学対策費            | 81,399千円  |
| ・小学校補修事業費            | 24,500千円  |
| ・小学校高度情報化推進事業        | 51,414千円  |
| ・小学校英語指導員委託料         | 15,204千円  |
| ・小学校T T特別配置事業        | 14,556千円  |
| ・小学校要保護、準要保護生徒就学援助費  | 7,857千円   |
| ・中学校管理費              | 61,394千円  |
| ・中学校補修事業費            | 6,630千円   |
| ・中学校高度情報化推進事業        | 23,737千円  |
| ・中学校英語指導助手委託料        | 31,260千円  |
| ★中学校理科教育振興法備品整備      | 4,200千円   |
| ・中学校要保護、準要保護生徒就学援助費  | 6,716千円   |
| ・中学校T T特別配置事業        | 10,387千円  |
| ・幼稚園費                | 117,979千円 |
| ・幼稚園就園奨励費補助金         | 10,790千円  |
| ・幼稚園保護者負担軽減補助金       | 4,548千円   |
| ・公民館費                | 70,389千円  |
| ・ふれあいの船実行委員会補助金      | 13,500千円  |
| ・放課後子ども教室事業          | 13,485千円  |
| ・文化センター管理運営費         | 69,475千円  |
| ・図書情報館管理運営費          | 84,182千円  |
| ・体育協会補助金             | 8,000千円   |
| ・学校給食費               | 512,416千円 |
| ・学校給食センター統合事業        | 174千円     |
| ・大宮運動公園管理費           | 37,283千円  |



# ひたまるさんちの家計簿



平成22年度の一般会計予算を500万円に縮小し家計簿を作りました。  
市の財政と家庭の家計簿では仕組みが違うので、完全な置き換えが難しくわかりづらいところがあることをご了承ください。

| 収入費目                         | 収 入 額 | 市予算額<br>〔歳入区分〕                          | 支出費目                       | 支 出 額 | 市予算額<br>〔歳出区分〕                     |
|------------------------------|-------|-----------------------------------------|----------------------------|-------|------------------------------------|
| 給 料                          | 145万円 | 57億2,086万円<br>〔市 税<br>分 担 金<br>負 担 金 等〕 | 食 費                        | 118万円 | 46億4,066万円<br>〔人件費〕                |
| 実家からの援助                      | 282万円 | 110億9,141万円<br>〔地方交付税<br>各種交付金等〕        | 電 気 費<br>水 道 代 等           | 75万円  | 29億4,033万円<br>〔物件費〕                |
| 不 動 産 収 入                    | 4万円   | 1億5,468万円<br>〔財産収入等〕                    | 医 療 費<br>介 護 費 用 等         | 64万円  | 25億699万円<br>〔扶助費〕                  |
| 銀行などからの<br>借 入 金             | 45万円  | 17億8,740万円<br>〔市 債〕                     | ロ ー ン の 返 済                | 86万円  | 33億7,434万円<br>〔公債費〕                |
| 貯金の取り崩し                      | 16万円  | 6億4,565万円<br>〔繰入金〕                      | 家 ・ 車 の<br>修 理 代 等         | 5万円   | 2億833万円<br>〔維持補修費〕                 |
| 前年度の残金                       | 8万円   | 3億円<br>〔繰越金〕                            | 区 会 費<br>お 祝 い 金 等         | 53万円  | 20億8,794万円<br>〔補助費等〕               |
| 1年間の収入合計                     | 500万円 | 197億円                                   | 子 ども へ の<br>仕 送 り          | 56万円  | 21億9,925万円<br>〔繰出金〕                |
| 自 分 の 収 入<br>(自主財源)          | 173万円 | 68億2,119万円                              | 家 の 増 改 築 ・<br>車 の 購 入 代 等 | 37万円  | 14億7,656万円<br>〔普通建設事業費〕<br>〔災害復旧費〕 |
| 実家からの援助等<br>他からの収入<br>(依存財源) | 327万円 | 128億7,881万円                             | 友 人 へ 貸 し た<br>お 金         | 4万円   | 1億7,444万円<br>〔投資及び出資金〕<br>〔貸付金等〕   |
|                              |       |                                         | 貯 金                        | 2万円   | 9,116万円<br>〔積立金〕                   |
|                              |       |                                         | 1年間の支出合計                   | 500万円 | 197億円                              |

収入－支出＝0円

## 市民一人あたりに使われるお金 418,695円

(平成22年3月1日現在の住民基本台帳人口47,051人で算出)

### 教育費

学校教育、生涯学習、  
文化・スポーツ振興な  
どの経費

43,775円

### 総務費

戸籍管理、税金の徴  
収、選挙などの総括的  
経費

50,952円

### 公債費

借金を返済するための  
経費

71,717円

### 民生費

障がい者、高齢者の福  
祉充実、子育て支援な  
どの経費

117,464円

### その他

商工費や議会費、  
労働費、災害復旧  
費など

14,441円

### 消防費

火災、救急などの  
消防及び災害対策  
のための経費

18,581円

### 農林水産業費

農林業振興及び農林  
道整備などの経費

29,195円

### 土木費

道路や河川、公営  
住宅などを整備す  
る経費

33,009円

### 衛生費

住民健診、疾病予  
防、健康増進など  
の経費

39,561円

■問い合わせ先■ 総務部 財政課 財政グループ ☎52-1111 (内線375)

# 茨城県内初、

## 犯罪被害者等支援条例を制定

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、皆の願いであり、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられています。

常陸大宮市でも、警察署、防犯協会などの関係機関や団体と連携を取りながら治安の確保に努めてきました。しかし、近年さまざまな犯罪が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者やその家族・遺族等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたかったり、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを経験されてきました。

また、犯罪はいつでもどこで発生するかわからず、不幸にして市民が犯罪被害に遭われた場合には、被害者に対する支援や地域住民の理解が不可欠となります。

犯罪被害者等を保護するための支援制度が、県内の市町村にも茨城県にもないことから、市では県内初の犯罪被害者等支援制度の施行を目指し、昨年7月に検討委員会を立ち上げ、会合を重ね審議してきました。そして、平成22年第1回市議会定例会において犯罪被害者等支援条例案が可決され3月25日に施行となりました。

犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者やその家族が、平穏な生活に戻れるよう、支援を行うために制定された常陸大宮市犯罪被害者等支援条例の骨子についてお知らせします。



### 常陸大宮市犯罪被害者等支援条例骨子

| 項 目     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的     | 本市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害等の軽減、回復を図ることを目的とする。                                                                                                                                        |
| 定 義     | 条例について必要な用語の定義を定める。<br>○犯罪等<br>犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。<br>○犯罪被害者等（支援対象者）<br>犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族で、市内に住所を有する者をいう。<br>○関係機関等<br>国及び地方公共団体その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体をいう。<br>○市民等<br>市内に居住、通勤、通学、または滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。 |
| 基 本 理 念 | 犯罪被害者等の支援を推進するための基本理念を定める。<br>・犯罪被害者等の個人の権利を尊重し、その権利にふさわしい処遇を保障されるとともに、心身の苦痛及び生活上の不利益を軽減し、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることなく支援を行う。<br>・犯罪被害者等の個人情報の適切な取り扱いの確保を最大限考慮する。                                                                      |

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 責 務       | <p>市及び市民等の責務を定める。</p> <p>○市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の支援に関する総合的な支援施策を策定し、計画的に実施する。</li> <li>・効果的な支援を行うため、関係機関等との連携協力に努める。</li> </ul> <p>○市民等の責務</p> <p>基本理念にのっとり、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するとともに、言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 基 本 的 施 策 | <p>市が実施する各種の施策について定める。</p> <p>○相談及び調整等</p> <p>犯罪被害者等に対する支援を行うため、総合的な相談窓口を設置する。</p> <p>○住居の提供等</p> <p>犯罪被害により、自宅に居住することが困難となり、他に居住する場所がない犯罪被害者等に対して、既存施設（市営住宅）の活用を図り一時的な入居の支援を行う。</p> <p>○日常生活の支援</p> <p>犯罪被害により、家事、育児等が必要になった場合は、既存事業（市ファミリーサポート事業実施要綱による）により必要な支援を行う。</p> <p>○経済的支援</p> <p>犯罪被害者等資金貸付規程を制定し、犯罪等により応急に資金を必要とする者に対し、生活資金の貸し付けを行う。</p> <p>（貸し付けの対象）</p> <p>医師の診断により全治1カ月以上の加療を要する者で、市税等の滞納がなく生活保護を受けていない者。</p> <p>（貸し付けの条件）</p> <p>貸付額 1世帯当たり20万円以内</p> <p>償還期限 4カ月の据置期間経過後2年以内</p> <p>償還方法 一括または分割払い</p> <p>その他 無利子、無担保、保証人不要</p> <p>○就業等の支援</p> <p>雇用の安定を図るため、事業主の理解を求めるなど関係機関等との連携を図る。</p> <p>○見舞金の支給</p> <p>犯罪被害者または遺族に対し犯罪被害者等見舞金を支給し、被害の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族見舞金 300,000円</li> <li>犯罪によって亡くなられた被害者の遺族に支給される。</li> <li>・傷病見舞金 100,000円</li> <li>犯罪により傷害を受けた者で、医師の診断により全治1カ月以上の加療を要する者に支給される。</li> </ul> <p>※ 見舞金は、犯罪により不慮の死を遂げた市民の遺族や傷病を受けた市民に対し支給するものとする。ただし、親族関係や自動車損害賠償保障法の適用を受けた場合、その他社会通念上適切でないと認められる時は支給しない。</p> |
| 支援体制の構築   | <p>犯罪被害者等に対して、適切な支援を推進するための総合的な支援体制に取り組む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 支援を行わない場合 | <p>犯罪被害者等が、暴行や脅迫などにより犯罪行為を誘発したり、暴力団等の組織に所属したりしていた等、社会通念上適切でないと認められるときは支援を行わない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

■問い合わせ先■ 市民部 市民課 市民生活グループ ☎52-1111 内線106

## 市議会定例会

平成22年第1回常陸大宮市議会定例会が、3月2日から19日まで開会されました。この定例会では、次の議案の審議が行われ、それぞれ可決、認定及び同意されました。

### 市長提出議案

#### 平成22年度歳入歳出予算

○常陸大宮市一般会計予算  
ほか特別会計等（12会計）予算

#### 条例

○常陸大宮市犯罪被害者等支援条例  
○常陸大宮市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び常陸大宮市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市豊かな自然と調和した基金条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市山方リフレッシュふるさと推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市市営住宅条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○常陸大宮市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例

#### 平成21年度補正予算

○常陸大宮市一般会計補正予算  
ほか特別会計等（11会計）補正予算

#### 平成22年度補正予算

○常陸大宮市一般会計補正予算

#### その他

○常陸大宮市土地開発公社の解散について

○常陸大宮市道路線の認定について  
○常陸大宮市道路線の変更について

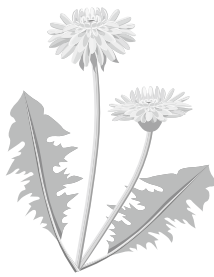
#### 人事

○監査委員の選任について

石川 幸太郎（那賀）

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

和知 好美（高部）



## 新しい農業委員が決まりました

3月14日に行われた常陸大宮市農業委員会委員一般選挙（無投票）及び農業委員会等に関する法律第12条の規定（農業協同組合・土地改良区・議会推薦）により次の方々が委員に決まりました。

○第1選挙区（大宮・上野・村石地区）  
山崎 秋芳 大場 昭一  
大賀 寛治 杉山 寅男

○第2選挙区（大宮・大場・玉川・塩田地区）  
笹島 邦男 江幡 清孝  
寺門 信義 小林 稔

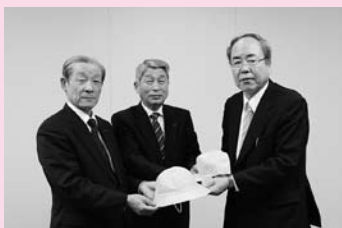
○第3選挙区（大宮地域（大賀・世喜地区））  
小泉 義文 澤島 貞幸  
神永 道夫 野澤 知行

○第4選挙区（山方・美和地域）  
木村喜代造 井坂 残米  
渡邊 光一 益子 忠一  
栗田 福次 木村 信男  
渡辺 順一 小林 久  
内田 忠夫 海老根 博

○第5選挙区（緒川・御前山地域）  
坪 光磨 小林 新一  
岸 元春 小林 紀一  
富田 眞一 増子 定夫  
本橋 義勝 川上 利一

## 善意をありがとう

《新入学児童の安全を願って》



J A 茨城みどりより通学帽の寄付



常陽銀行より防犯ブザーの寄付

○農業協同組合推薦による委員  
茨城みどり農業協同組合理事  
野上 昭雄

○土地改良区推薦による委員  
岩崎江堰土地改良区理事  
小野 弘雄

○議会推薦による委員  
学識経験者  
関 さつ江 野上みち子  
清水 久子 小瀬 梅子



## 移動市長室開設

2月26日、3月11・17・24・30日に、21年度2回目となる移動市長室を開設しました。

市内5地域で開設された移動市長室は、市政を身近に感じていただくことを目的として、20年度から実施しています。

移動市長室は、市民の皆さんの声を市政に生かしていくため、今後も継続して開設していきます。

## いっしょにまちづくり

### 常陸大宮市で開催「アクションミーティング」

茨城大学地域総合研究所所長（人文学部教授）  
渋谷 敦司さん

学生達が常陸大宮の歴史的資源と自然環境の豊かさに着目し、その地域資源を活かしたまちづくりを提言したことには大いに共感した。学生達は地域のこの二つの資源によって歴史学的想像力や文学的想像力を刺激され、地域社会から知的にも感性的にも活力をもらったと言えるだろう。



気になったのは、学生が地域の現状を「高齢化、過疎化が進んで活力がなくなっている」と認識し、「地域の活力」を取り戻すことを今後の課題としていた点である。

「活力」という手垢のついた言葉ではなく、歴史的想像力、文学的想像力、社会科学的想像力を動員し、新しい言葉で常陸大宮の「もう一つの物語」を語ることが、われわれ外部の人間の課題ではないだろうか。

※市と茨城大学とは相互に連携協力し「豊かな自然と調和した安心・快適な活力のまち」を目指して各事業に取り組んでいます。

## 第1回辰ノ口さくら祭り開催

4月1日から11日にかけて、辰ノ口親水公園でさくら祭りが開催され、久慈川堤防の桜づつみの桜のライトアップが実施されました。

また、3日には市観光協会主催によるイベントが行われ、市のマスコットキャラクターひたまと市観光大使の撮影会等が催されました。今年は桜の開花時期が昨年より遅く、イベント当日桜はまだつぼみでしたが、最終日の11日にはほぼ満開となり、たくさんの方が訪れました。



▲4月3日



▲4月11日

知

## 市ってニュース!

このコーナーでは、市民の皆さんからの情報をお待ちしています。身近のできごとの写真と原稿をお持ちください。

なお、お寄せいただいた情報は掲載できない場合もありますので、ご了承ください。

### ★本庁企画課

☎ 52-1111 内線383

FAX 53-6010

✉ kikaku@city.hitachiomiya.lg.jp

# 小学校3校が開校

4月6日、平成22年度に統合された3つの小学校の開校式が行われました。  
それぞれ校訓を掲げ、新しい歴史を刻む第一歩を踏み出しました。

## 緒川小学校

心にやさしさを  
知にかがやきを  
体につよさを



## 美和小学校

のびのびと  
素直で  
元気に



## 大宮北小学校

けんめいに  
こころゆたかに  
すこやかに



## 車に乗ったらシートベルト

常陸大宮市ネットワーク協議会ヤッホーふれあいの会では、  
毎月、シートベルト着用調査をJR山方宿駅前で実施しています。

◎平成21年度調査分

| 調査日   | 運 転 席 |       |        | 助 手 席 |     |        | 合 計   |       |        |
|-------|-------|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-------|--------|
|       | 台 数   | 着用数   | 着用率(%) | 台 数   | 着用数 | 着用率(%) | 台 数   | 着用数   | 着用率(%) |
| 4月10日 | 189   | 185   | 97.9   | 25    | 23  | 92.0   | 214   | 208   | 97.2   |
| 5月1日  | 157   | 150   | 95.5   | 27    | 23  | 85.2   | 184   | 173   | 94.0   |
| 6月1日  | 191   | 187   | 97.9   | 27    | 24  | 88.9   | 218   | 211   | 96.8   |
| 7月1日  | 224   | 218   | 97.3   | 32    | 29  | 90.6   | 256   | 247   | 96.5   |
| 8月3日  | 195   | 188   | 96.4   | 22    | 17  | 77.3   | 217   | 205   | 94.5   |
| 9月1日  | 187   | 179   | 95.7   | 27    | 21  | 77.8   | 214   | 200   | 93.5   |
| 10月1日 | 178   | 177   | 99.4   | 30    | 24  | 80.0   | 208   | 201   | 96.6   |
| 11月2日 | 186   | 183   | 98.4   | 30    | 26  | 86.7   | 216   | 209   | 96.8   |
| 12月2日 | 170   | 162   | 95.3   | 30    | 25  | 83.3   | 200   | 187   | 93.5   |
| 1月12日 | 167   | 166   | 99.4   | 20    | 17  | 85.0   | 187   | 183   | 97.9   |
| 2月8日  | 187   | 176   | 94.1   | 10    | 8   | 80.0   | 197   | 184   | 93.4   |
| 3月1日  | 166   | 160   | 96.4   | 18    | 17  | 94.4   | 184   | 177   | 96.2   |
| 合 計   | 2,197 | 2,131 | 97.0   | 298   | 254 | 85.2   | 2,495 | 2,385 | 95.6   |

# まちづくりネットワーク

～ 人のつながりをつくる ～

## 市と茨城大学の地域連携事業

3月13日、市文化センター小ホールで第5回まちづくりシンポジウム、「スタート！！まちづくりネットワーク～人のつながりをつくる～」が開催されました。この事業は常陸大宮市と茨城大学の連携事業の一環として行われたものです。



### 第1部 常陸大宮アクションミーティング2010

平成21年度の茨城大学の学生による市内での活動報告が行われ、中世時代の山城跡の調査とその成果、そして、市内を舞台に豊かな自然や歴史にはぐくまれた文化などを盛り込んだ創作小説集「まほろば 常陸大宮物語」の製作について、2組が報告しました。

また、川を活かしたまちづくりプランや、副題にある「人のつながりをつくる」という新たな視点で常陸大宮市の課題を見つめ、まちを活性化に導くプランなどについて、3組が発表しました。

学生からの熱意あふれる報告や発表を受けて会場から多くの質問が出され、活発な意見交換が行われました。



### 第2部 まちづくりシンポジウム

パネリストに市内在住の野上公雄氏、菊池三千春氏、茨城大学から小原規宏人文学部講師を迎え、コーディネーターの茨城大学人文学部西野由希子准教授の進行により、活発な議論が交わされました。

パネリストと会場との意見交換では、常陸大宮市が抱えている様々な課題の解決や市の活性化のためには、市内でまちづくり活動をしている個人や団体が情報交換できる場をつくり、連携して活動していくことが必要である、との意見が出されました。

※その他の意見やアンケートの結果等については、市ホームページに掲載しています。



# 人事異動

【平成22年3月31日付】

## 退職

大武 哲雄（総務部次長兼企画課長）  
 菊池 正男（市民部長）  
 横山 治（市民部次長兼税務徴収課長）  
 坂本 一（市民部市民課住民記録G参事）  
 皆川 政子（市民部市民課副参事）  
 廣木とよ子（市民部税務徴収課資産税G課長補佐）  
 寺門千津子（保健福祉部福祉課（福祉事務所）山方保育所副参事兼主任保育士）  
 猿田 潤子（保健福祉部介護高齢課（福祉事務所）介護・高齢者福祉G副参事）  
 河西富美子（保健福祉部医療保険課国保美和診療所看護師）  
 藤田 栄子（保健福祉部健康推進課健康推進G栄養士兼係長）  
 永井 福二（経済建設部長併農業委員会事務局長）  
 鈴木 敏永（経済建設部農林課長）  
 鹿嶋 幹雄（経済建設部商工観光課長）  
 宇留野孝雄（経済建設部都市建設課長）  
 長山 高美（上下水道部長）  
 横山不二夫（上下水道部水道課庶務第一G参事）  
 安藤 清司（すぐ対応課すぐ対応G技術員）



黒澤 豊（会計管理者兼会計課長）  
 木村 一見（山方総合支所市民福祉課長）  
 高村 光代（山方総合支所市民福祉課福祉健康G参事）  
 石川 仁美（美和総合支所市民福祉課長）  
 河野 種美（美和総合支所経済建設課長併農業委員会事務局）  
 菊池 久美（緒川総合支所長）  
 會澤 薫（御前山総合支所長）  
 瀧 俊満（生涯学習課長兼歴史民俗資料館長）  
 藤田 純子（美和幼稚園副参事兼主任教諭）  
 石川 道子（山方学校給食センター調理手）  
 栗田 美子（御前山小学校給食センター調理手）  
 湖口 久恵（山方小学校用務員）  
 鈴木 光雄（農業委員会事務局次長）  
 宇留野 正（消防本部消防長）  
 砂川 一男（消防本部予防課長）  
 相澤 利光（消防本部次長兼東消防署長）  
 堀江 四郎（西消防署長）

【平成22年4月1日付】

（課長以上のみ記載）

## 総務部

次長兼企画課長 杉山 勉  
 総務課長併監査委員事務局長 安藤 克己

財政課長 猿田 茂彦

## 市民部

部長 内田 義則  
 次長兼税務徴収課長 小野瀬時男  
 市民部市民協働課長 小野瀬義則

## 保健福祉部

部長 松本 豊  
 次長兼福祉事務所長兼福祉課長 山崎 静雄

介護高齢課（福祉事務所）長 鈴木 治雄

## 経済建設部

部長併農業委員会事務局長 小林 俊雄  
 次長兼都市建設課長 内田 均  
 農林課長 村田万里子  
 商工観光課長 大内 清美

## 上下水道部

部長 浅川 明  
 水道課長 木村 剛雄

## 山方総合支所

総合支所長 三次 重雄  
 市民福祉課長 神長 久栄

経済建設課長併農業委員会事務局 木村 唯弘

## 美和総合支所

総合支所長 岡山 壽  
 市民福祉課長 細貝 勇  
 経済建設課長併農業委員会事務局 皆川 秀行

## 緒川総合支所

総合支所長 堀江 久雄

## 御前山総合支所

総合支所長 木村 博  
 経済建設課長併農業委員会事務局 齋藤 秀男

## 会計課

会計管理者兼課長 木内 文子

## 教育委員会事務局

教育総務課長 猿田 博信  
 学校教育課長 市野澤政勝  
 生涯学習課長兼歴史民俗資料館長 坪 清巳  
 スポーツ振興課長 桑名 清巳

## 消防本部

消防長 廣木 泉  
 次長兼総務課長 堀江 修  
 警防課長 中崎 徳一  
 予防課長 長山 金夫  
 東消防署長 相田 優  
 西消防署長 廣木 昇一

# 常陸大宮市6つの宣言

## 核兵器廃絶平和都市宣言

青くすみぎった空、那珂川や久慈川をはじめとした清らかな川の流れ、そして緑あふれる山々。この豊かな自然の中で、平和で安心して暮らせることは、市民すべての願いです。

このようなわたしたちの願いに反し、核兵器の存在は、世界平和に深刻な脅威を与えています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国民として、再び「広島」「長崎」の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を強く願わずにはいられません。

よって、本市は、市民の平和を願う心を結集し、ここに「核兵器廃絶平和都市」を宣言します。

## 環境にやさしいまち宣言

わたしたちは、豊かな緑と那珂川や久慈川の清流など、自然豊かな環境のもと健康で文化的な生活を営んできました。

近年、豊かな生活ができるようになった反面、廃棄物の増加や生活雑排水による河川の汚濁などのさまざまな環境問題が起きてきました。また、化石エネルギーの大量消費は地球規模の深刻な環境問題を引き起こしています。

わたしたちの暮らしや行動様式が自然や生活環境に大きな影響を与えていることを考え、市民、事業者、行政が相互に協力・連携して、豊かな自然環境を保全し、将来世代に引き継いでいくために、ここに「環境にやさしいまち」を宣言します。

## 福祉と健康のまち宣言

わたしたちは、「住みなれたぬくもりのある地域で心身ともに健やかに暮らしたい」と心から願っています。

核家族化、少子化、高齢化が進むなか、子どもから高齢者、障がい者の誰もが安心して暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にし、思いやりの心を持つ地域社会を築いていく必要があります。

本市は、この豊かな自然にめぐまれた地域の中で、市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまちを目指して、ここに「福祉と健康のまち」を宣言します。

## 覚せい剤等薬物乱用のないまち宣言

全国各地で「ダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に「国際麻薬撲滅運動」が展開され、茨城県においても薬物乱用の防止のため関係機関が連携を図りながら諸活動を展開しています。

この問題は、薬物の蔓延につながる乱用者個人の問題もさることながら、乱用者自身が引き起こす二次的犯罪の発生も懸念され、平穏な市民生活を脅かす心配もあります。

わたしたちは、関係機関・団体と力を合わせ、かかる事態を根絶し、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ここに「覚せい剤等薬物乱用のないまち」を宣言します。

## 租税完納推進のまち宣言

地方分権が進む中で、本市が地域の個性や資源をいかながら自主性・自立性・独自性をそなえたまちづくりを推進するためには、将来にわたって安定した行政運営を展開できる財政基盤の確立が重要です。特に市財政の根幹をなす自主財源において税収の確保は不可欠であります。

わたしたちは、国民の納税義務を再認識して、自主的に申告し、納期限までに完納する義務を積極的に果たさなければなりません。

市民一人ひとりの納税意識の高揚を図り、豊かな住み良いまちづくりを進めるため、ここに「租税完納推進のまち」を宣言します。

## ゆとりある安心・快適なまち宣言

市民が、日々の生活にゆとりを持ち、安心・快適な安らぎのある生活を送ることは人間性豊かな社会の構築にとってきわめて重要です。

安心して快適に生活できる生活環境の充実と働く場の確保、健全な職場環境の整備を図り、すべての市民が心身ともに健康で、ゆとりをもって生活できる地域社会を築くことは、わたしたち市民の願いであるとともに将来世代に対する責務と考えます。

そこで、本市では、これをまちづくりの基本と位置づけ、市民・事業者・行政が共通の認識を持って協力し、実現していくため、ここに「ゆとりある安心・快適なまち」を宣言します。

## 第50回全国体育指導委員研究協議会に参加

平成21年11月19・20日の2日間にわたり、第50回全国体育指導委員研究協議会が、全国から3,531人を超える体育指導委員が参加し、盛大に開催されました。

開会式に続いて、各種表彰があり、30年勤続体育指導委員表彰では全国264人（茨城県9人）の一人として本市体育指導委員の中嶋正夫さんが表彰されました。表彰式後は、記念講演として、スポーツジャーナリストで大阪芸術大学教授の増田明美氏による「自分という人生の長距離ランナー」と題した講演があり、スポーツ指導者の目指すべき姿について理解を深めました。

平成21年度の全国体育指導委員研究協議会は節目となる50回を数え、平成21年11月19・20日の2日間にわたり、明治維新ゆかりの史跡名勝を多く有している山口県山口市の山口県スポーツ文化センターで開催されました。

この席上、体育指導委員としての「30年勤続表彰」という栄えある賞を受けて参りました。まさに身に余る光栄で、今まで歩み続けてきた道のりをあらためて振り返る良い機会となりました。

思い起こせば、昭和54年に拝命を受け、諸先輩方の温かな指導助言、同僚からの協力支援、そして地域の皆様からのご助言を賜りながら続けてこられた結晶と深く感謝申し上げます。

さて、近年生活環境が大きく変わり、人々のライフスタイルや価値観の多様化などにより、生活の中にスポーツを組み入れ、自身の生活を豊かにしたり、健康・体力づくりに生かしたりすることの重要性が高まっています。

特に、体力は人間の活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、明日を担う子ども達の「生きる力」を育成する上で重要な要素になっているものと思います。本市におきましても「総合型地域スポーツクラブ」の設立を早期に図り、地域住民が日常的にスポーツ活動を行える場を確立していくことが、今後の課題と踏まえ「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会のより一層の実現に向けて、私も今までの経験を生かしながら微力ではありますがスポーツ振興に向けて尽くしていく所存です。

最後になりましたが、事務局関係者の皆様にあらためて感謝申し上げます。



▲中嶋正夫さん

### 知って得する 消費者情報②

## 点検商法にご注意を！

点検商法とは、無料で点検すると訪問し、このままでは危ないなどと不安にさせ、商品やサービスを契約させる商法です。

例えば、住宅リフォーム（床下換気扇、屋根工事）、布団類、浄水器、シロアリ駆除、掃除機など。無料点検の言葉は家に上がるための口実で、商品を買わせるための手段に過ぎません。一度契約をすると、次々と契約を迫ることがあります。

### 手口の例として

- ① 下水道の検査に来た業者から、床にカビが生えていると脅かされ、換気扇の取り付け工事と床下調剤を散布された。
- ② 屋根の瓦がずれていると説明され、割り引きをするということで修理の契約をした。後日、高額な金額を請求された。



### ★対応のポイント★

- ・突然訪れた業者に不具合等を指摘されても、その場で契約することはやめましょう。また、契約を急がせる業者には気をつけましょう。
- ・不審に感じたらきっぱりと断りましょう。
- ・訪問販売に該当しますので、クーリング・オフができます。

困ったときは消費生活センターに相談してください。

### ■問い合わせ先■

茨城県消費生活センター

常陸大宮市消費生活センター（本庁商工観光課内）

☎029-225-6445

☎52-2185（直通）

# あなたの犬・猫が ご近所から好かれるために



犬や猫を飼うにもルールやマナーがあります。飼い主は近所に迷惑をかけないように飼いましょう。

鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。



## ●犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

室内飼育、室外飼育の区別無く、生後3カ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。予防注射は、動物病院または、市で春・秋に行う集合注射で受けましょう。

## ●フンの後始末をしましょう！

道路や公園に放置された犬や猫のフンは悪臭の原因にもなり、気持ちのいいものではありません。必ずビニール袋等を持っていきフンを持ち帰って始末しましょう。

## ●犬を放し飼いにしないで！

放された犬は飼い主の知らないところで、他人に迷惑をかけているかもしれません。実際に犬が人を襲った事件も発生しています。必ず丈夫なひもや鎖でつなぐか、室内に入れて飼いましょう。また、猫もなるべく室内で飼うようにしましょう。

## ●適度な運動をさせましょう！

運動不足になると、犬はイライラして、むやみに吠えたり、人に噛みつきたりして、他人に迷惑をかける原因となります。毎日散歩を十分に行い、ストレスの解消をしてください。

## ●飼育場所を清潔に保ちましょう！

飼育場所を不潔にしていると、犬・猫の健康を害するだけでなく、悪臭などにより近所迷惑にもなります。常に清潔な飼育に努めましょう。

## ●犬・猫に餌だけを与えている人へ！

野良犬・野良猫に餌付けをする、その場所にすみ着いて繁殖し、近所に迷惑をかけてしまします。責任を持って飼えないのであれば、かわいそうでも絶対に餌付けは行わないでください。

## ●犬・猫を捨てないで！

野良犬・野良猫を増やさないために、捨てるのはやめましょう。また、かわいそうな命を増やさないために避妊・去勢手術を受けましょう。

※犬・ねこに関する相談は、茨城県動物指導センターに連絡してください。

茨城県動物指導センター

☎0296-72-1200



## 山火事を防ぎましょう

これからゴールデンウィークを迎え、ハイキングや山菜採りで山に入る機会が増えると思います。休憩中に一服し、あなたが何気なく捨てた“たった1本のたばこ…”。でも、それが取り返しのつかない大きな林野火災（山火事）につながる可能性があります。

いったん発生してしまった林野火災を消すことは決して簡単なことではなく、時には財産ばかりか人命の危険を伴うこともあります。さらに、林野火災により一度失われた貴重な森林は、回復するまでに大変長い年月がかかり、多くの人々の心に大きな爪跡を残すのです。

山に出入りする一人ひとりが火の取り扱いに気を付け、山火事の予防に心掛けて下さい。

### ★林野火災の特徴とは・・・

「林野火災」いわゆる山火事は、住宅地での火災とは異なり、一旦発生すると消防水利の不足や道路状況などの地理的、地形的な条件から消防活動が非常に困難なため、焼損面積が広範囲に及ぶ危険性が高くなります。また、林野火災による森林の喪失は保水能力の低下を招き、土砂崩れなどの自然災害を誘発するなど大きな災害の要因にもなり、一度焼失した森林は再生するまでに数十年という歳月を要します。



### ★林野火災の出火原因は・・・

林野火災の出火原因は、「たき火」「たばこ」「火入れ」など火気の取り扱いの不注意や不始末によるものが大部分を占めています。

### ★林野火災をなくすために・・・

林野火災を起こさないためには、山に入っても火を使わないことを心がけてください。やむを得ず火を使う場合は次の点に注意してください。

#### 林野火災を防ぐポイント

1. 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない！
2. たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する！

3. 強風及び乾燥時には、たき火、火入れをしない！



4. 火入れを行う際、許可を必ず受ける！

5. たばこは、指定された場所で喫煙し、吸殻は必ず消火し、投げ捨てない！



6. 火遊びはしない！

林野火災の大部分は皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な環境資源である森林を林野火災から守るため、林野での火気の取り扱いには十分注意しましょう。

## 「消さないで 小さな命の 帰る場所」

（平成22年全国山火事予防運動統一標語）

車でエコ



みんなでエコ

～ちょっとした心掛けでこんなに節約できます！～

### 5秒以上停車時は アイドリングストップ

5秒以上停車する場合はエンジンを停止する

年間でガソリン**17.33ℓ**の省エネ  
約**2,040円**の節約  
(30kmごとに4分間ずつアイドリングストップ  
を行った場合)

### 車をスタートさせる時は ふんわりアクセル「eスタート」

時速20kmまでを5秒間かけて加速する  
ことを心がける

年間でガソリン**83.57ℓ**の省エネ  
約**9,860円**の節約

※ふんわりアクセル「eスタート」とは、燃費を向上させる  
やさしい発進のことでeはecology(エコロジー)のこと。

データ出所：(財)省エネルギーセンター等の測定結果(2,000ccの乗用車が年間10,000km走行した場合)

## 健康は食から

### 朝食を食べよう

夕食をお腹いっぱい食べて十分なエネルギーをとっても、朝起きる頃には体内のエネルギーは空っぽになっています。なぜなら、夕食でとったエネルギーは、睡眠時でも絶えず働いている脳などの臓器を動かすために使われてしまうからです。

朝食の大きな役割は、このように空っぽになってしまったエネルギーを体内に取り入れることです。

特に脳はとても食いしん坊です。脳の重さは体重の約2%ですが、エネルギーの消費は約20%にもなります。脳は、睡眠中でも起きている時と同じようにエネルギーを使っています。そのため、朝目覚めた時の、脳のエネルギーは十分ではありません。

そこで朝食をぬいてしまうと、イライラしたり集中力がなくなったりすることも考えられます。

また、脳はブドウ糖しかエネルギーにできず、しかもブドウ糖を蓄えておくことができないので、脳を活発にするためにも、穀類のごはんやパン類などは必ず食べるようにしましょう。

更にたんぱく質を含む納豆・ハム・ソーセージ・卵・牛乳などや、ビタミン・ミネラルを含む野菜を加えると、より身体活動が持続します。



## 健康アドバイス

### 「子宮頸がん予防ワクチン」

常陸大宮済生会病院

小児科

松本 静子先生

このたび、日本で初めての子宮頸がん予防ワクチンが承認され、すでに接種が開始されています。子宮頸がん予防ワクチンは子宮頸がん発症の主な原因である発がん性ヒトパピローマウイルス(HPV)16型と18型の感染を予防するワクチンです。

性的接触などにより、子宮頸部の細胞が発がん性HPVに感染します。大部分は自然に排除されますが、10%程度が数年から十数年かけて、前がん病変からがん細胞に変化します。発がん性HPVに自然感染しHPVが排除されても、新たな感染を繰り返す可能性があります。子宮頸がん予防ワクチンを接種することにより自然感染に比べて高い抗体価が長期に維持され、子宮頸がんの予防に効果があると考えられます。子宮頸がんは婦人科領域のがんの中で20-30代女性において最も発症率の高いがんです。またHPV16型、18型は20-30代女性で検出率が非常に高くなっていて、子宮頸がんは増加傾向にあります。

子宮頸がん予防ワクチンは10歳以上の女性に通常3回筋肉内注射をします。副作用としては注射部位の疼痛、発赤などが最も多く、全身症状として疲労感や筋肉痛などがみられる事がありますが、多くは軽い症状です。女のお子さんをお持ちのご両親は、子宮頸がん予防ワクチンの接種を検討したらいかがでしょうか。

しかし、ワクチン接種だけでは100%子宮頸がんの予防はできません。早期発見のために定期的な子宮がん健診が重要である事は言うまでもありません。



▲記念撮影

## ～常陸大宮市の赤ちゃんとお初対面～

総合保健福祉センター（かがやき）で行われていた「赤ちゃん教室」を訪ねました。

突然の訪問に、子どもたちがどう反応するかちょっと心配でしたが、丸くふわふわしたひたまるに興味津々で、初対面を無事終えることが出来ました。

「ひたまる」は10月に誕生した市のマスコットキャラクターです。皆さんに「ひたまる」を知っていただくため、市内外のさまざまなところへお邪魔します。

## 第3代「常陸大宮観光大使」決定

3月18日、「常陸大宮観光大使」が表敬訪問のため市長室を訪れました。

観光大使の審査選考会は2月11日に行われ、市内在住の渡邊佳代子さんと那珂市在住の平野美香さんが選ばれました。

渡邊さんは「自分の肌で感じた常陸大宮市の魅力をアピールしていきたい」、平野さんは「常陸大宮市の観光地を早く覚えて、できるだけたくさんの方にPRしたい」と抱負を語りました。

2人の大使は、4月3日の第1回辰ノ口桜まつりを皮切りに、平成24年3月31日まで、お祭りや各種観光イベント等市内外において様々なPR活動を行います。



(左：渡邊さん、右：平野さん)

## 山方地域諸沢地内でロケ 映画「桜田門外ノ変」

3月28日、水戸藩士、関鉄之介役の大沢たかおさん、長谷川京子さん、加藤清史郎くんが訪れ撮影が行われました。

映画「桜田門外ノ変」は、水戸藩開藩400年を記念した企画で、撮影は今年1月からスタートしました。ロケは水戸市の千波湖畔に組まれた桜田門外のオープンセットの他、高萩市や那珂市等茨城県内各地で行われ、28日に常陸大宮市と大子町で行われたロケを最後に県内での撮影は終了となりました。

今年10月には全国公開される予定です。



## 広報 常陸大宮 4月 第67号

発行日 平成22年4月26日

発行/常陸大宮市

編集/企画課

〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町3135-6

TEL 0295(52)1111 FAX 0295(53)6010

E-mail email@city.hitachiomiya.lg.jp

URL http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/



## 2011年7月24日までに 地上デジタル放送完全移行

デジタル放送に関するお問い合わせ先

地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

TEL:0570-07-0101または03-4334-1111

平日：9:00～21:00／土・日・祝祭日9:00～18:00

